

寄附促進に向けたNPO認知度向上事業（かながわ寄付をすすめる委員会企画） の審査について

神奈川県新しい公共支援事業を構成する、寄附促進に向けたNPO認知度向上事業（かながわ寄付をすすめる委員会企画）の選定に係る審査については、次のとおり進めることとする。

1 応募件数及び最終選考数

募集総数 10件 最終選考数 4件

（応募内訳）

- A. 寄付の仕組みの充実 2件
- B. 次世代に寄付への理解を広げる学習プログラムの開発・普及 3件
- C. 寄付の成功体験を創出するプログラムの企画・実施 5件

2 選考方法

（1）審査方法

- 審査は、予備審査及び本審査により行う。
- 予備審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会第1幹事会（以下「幹事会」という。）が書類審査を行い、本審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が予備審査の結果を踏まえ、総合審査を行う。

（2）予備審査

- 幹事会幹事は、応募書類に対し、各事業の評価項目について各々5段階で点数による評価を行い、「評価表」を作成する。なお、1件の募集に対し応募が1件であっても評価を行う。

	点数	基準
採 点 基 準	5点	当てはまる、期待できる
	4点	それなりに当てはまる、それなりに期待できる
	3点	普通、可もなく不可もない
	2点	あまり当てはまらない、あまり期待できない
	1点	当てはまらない、期待できない

- 幹事が応募案件と利害関係にある場合には、該当する案件に対する評価を行わず、他の幹事の平均点（割り切れない場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。）を加算することとする。この場合、該当する案件に対する審査にも加わらない。
- 幹事会は、評価結果を踏まえて協議し、本審査の対象とする応募案件を選定する。
- 全ての幹事が全ての評価項目に対して2点以下の評価を行った応募案件については、原則として本審査の対象としない。
- 幹事会は、本審査の対象とする応募案件について、事業ごとに順位付けし、運営委員会に報告する。

（3）本審査

- 予備審査で選定された提案者は、公開で提案内容に関するプレゼンテーションを行う。
- 運営委員会は、予備審査の結果及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、総合的な観点から協議して実施する事業を選定し、知事に答申する。

寄附促進に向けたNPO認知度向上事業（かながわ寄付をすすめる委員会企画）

評価基準

基本的な視点	評価項目	評価の視点	提出書類の内 評価の対象となる書類	配点
事業企画の 妥当性	事業趣旨の 反映	「新しい公共支援事業ガイドライン」の趣旨及び当事業の趣旨を踏まえた内容となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書1~4)	5点
	事業目的の 的確性	NPO等の活動への参加や寄付等の支援を促すことを目的とし、目的を達成するための設計となっているか。	様式1(事業企画提案書) 様式3(実施計画書1~3)	5点
	実施計画の 妥当性	寄付の促進における課題やニーズを把握し、それらに的確に対応する具体的な実施計画となっているか。 また、広く市民・NPO等の参画が得られる内容であるか。	様式3(実施計画書1,2)	5点
	手法の独創 性	既存の寄附促進策と異なる独創性があるか。あるいは、既存の寄附促進策の課題を克服する内容となっているか。	様式3(実施計画書1,2)	5点
事業の効果	効果の継続 性	事業終了後も、事業の効果が残る工夫があるか。	様式3(実施計画書2,3)	5点
	成果の普及 性	提案したNPO等以外にも、事業の成果が及ぶことが期待できるか。	様式3(実施計画書2,3)	5点
	評価の実効 性	成果の把握と自己評価が的確になされるよう考慮されているか。	様式3(実施計画書4)	5点
履行の確実 性	実現可能性	実行可能な方法で実施計画が立案されているか。	様式3(実施計画書2,5~7)	5点
	収支予算の 妥当性	提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか。	様式4(収支予算書)	5点
	組織体制	提案した事業企画を実施し、求められる情報開示や評価を行うための十分な組織体制があるか。	様式2(団体調書) 様式3(実施計画書5)	5点
合 計				50 点

※応募者には、24年度にわたる計画を提案していただいておりますが、今回の審査においては、23年度に実施する事業を選定します。24年度に実施する事業については、改めて募集・選定いたします。